

別表第1（第4条関係）

## 指 定 工 場 等

1 (1) 次に掲げる施設であつて、定格出力の合計が、7.5 キロワット以上の原動機を使用する工場、事業場で、物品の製造、加工、修理又は処理作業を常時行うもの。ただし、施設の更新を除く。

ア 金属加工機

- (ア) 圧延機械
- (イ) 製管機械
- (ウ) ベンディングマシン
- (エ) 液圧プレス
- (オ) 機械プレス
- (カ) せん断機
- (キ) 鍛造機
- (ク) ワイヤフォーマーマシン
- (ケ) ブラスト
- (コ) タンブラー

イ 空気圧縮機

ウ 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機

エ 織機

オ 建設用資材製造機械

- (ア) コンクリートプラント
- (イ) アスファルトプラント

カ 穀物用製粉機

キ 木材加工機械

- (ア) ドラムバーガー
- (イ) チッパー

- (ウ) 碎木機
- (エ) 帯のご盤
- (オ) 丸のご盤
- (カ) かな盤
- ク 抄紙機
- ケ 印刷機械
- コ 合成樹脂用射出成型機
- サ ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機
- シ 鋳造型機

(2) 汚水の1日の最大排出量（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号及び第4号に規定する公共下水道及び流域下水道であつて、同条第6号に規定する終末処理場を設置している下水道（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）に排出水を排出するものは除く。）が50立方メートル以上の工場、事業場であつて、物品の製造、加工、修理又は処理作業を常時行うもの

(3) 液体燃料の最大使用量が時間当たり0.5キロリットル以上の工場、事業場であつて、物品の製造、加工、修理又は処理作業を常時行うもの

## 2 次の各号に掲げる事業所又は作業所

- (1) ボーリング場
- (2) ゴルフ練習場
- (3) バッティングセンター
- (4) 有料水泳場
- (5) スケート場
- (6) 畜舎（飼養規模が鶏100羽以上、牛、豚、馬又はこれらの合計が5頭以上のものに限る。）
- (7) 化製場又は死亡獣畜等取扱場

- (8) と畜場
- (9) 産業廃棄物処理場
- (10) 廃油再生場
- (11) 魚腸骨処理場
- (12) 自動車の収容能力が 20 台以上の駐車場（高架の道路の路面下に設置するものを除く。）
- (13) 自動車教習場及び競技場
- (14) ガソリンスタンド及び液化石油スタンド
- (15) 車両修理（整備）工場
- (16) 採石場（砕石場）